

職員の懲戒処分について

問合せ先: 伊都消防組合消防本部総務課(0736-22-1404)

令和7年10月21日 9時00分発表

伊都消防組合消防本部は、令和7年10月17日付けで地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を下記のとおり行ったので公表します。

このたびの事案は、住民の皆様の本組合消防行政に対する信頼を著しく失墜させるものであり、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

これまでも、職員の非違行為に対しては、厳正に対処してまいりましたが、今回の事案を真摯に受け止め、再発防止に向けた体制の強化及び職員の服務規律の徹底に、これまで以上に取り組んでまいる所存です。

今後とも、住民の皆様からの信頼を回復し、安心していただける消防行政の運営に努めてまいります。

1 被処分者

職種: 消防吏員

階級: 消防士長

年齢: 30歳代 男性

2 処分内容

懲戒戒告処分(根拠法令: 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

3 処分事由概要

今回の事案につきましては、住民の方からの通報に対する当消防組合職員の不適切な対応に起因するものです。通報は伊都消防組合代表電話番号(22-0119)に対して行われ、救急要請として受け取るべきものでありましたが、対応した職員は診察可能な医療機関の案内にとどめ、救急車の出動に至りませんでした。

このたびの対応につきましては、通話時の状況確認および救急要請の判断が不十分であり、適切さを欠いたものであると認識しております。

この不適切な対応は、消防職員としての職務遂行に対する社会的信頼を著しく損なう行為であり、地方公務員法第33条(信用失墜行為の禁止)に違反するものであると認定いたしました。

4 再発防止策

本件事案を受け、職員一人ひとりが消防職員としての自覚と責任を改めて強く持つよう指導するとともに、以下の事を徹底することで再発防止に努め、住民の信頼回復に取り組んでまいります。

(1) 適正な運用のため、ガイドラインを改訂した上で教育を徹底し、個々の知識技術を高める。

(2) 聞き取りの徹底と改善

通報者の意図を迅速に汲み取り、重要な情報は繰り返し確認し、齟齬を防ぐ。

通報内容を適切に聴取し、過小評価せず、オーバートリアージを原則とし、少しでも緊急性があれば救急車を出動させる方向で判断する。

(3) 検証を実施

ヒヤリハット事例や判断に苦慮した事例について、全職員で情報共有及び検証を行い事故の防止を図る。

5 その他

本件に関し、当該職員の不適切な対応を踏まえ、監督責任を明確にするため、同日付で以下の処分を行いました。

- ・管理監督者1名に対し、訓告処分
- ・管理監督者2名に対し、厳重注意処分